

## 令和4年 第3回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和4年3月23日（水）午前10時00分から午前10時45分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員  
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員  
出席事務局  
廣田管理課長、山口管理課長補佐、中村学校教育係長、辻川指導室長、藤森社会教育課長、渋田社会教育課長補佐、金須スポーツ係長、山本給食センター所長
- 4 会議録署名委員：宮田委員  
前回署名：吉田委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 4年 3月23日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 2号	専決処分事項の報告について (令和4年度弟子屈町一般会計(教育費)補正予算について/3月9日付)
5	報告第 3号	専決処分事項の報告について (令和4年度弟子屈町立学校職員の任免について/3月11日付)
6	議案第 7号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
7	議案第 8号	弟子屈町児童交通指導員制度実施要綱の制定について
8	議案第 9号	教育財産の処分について
9	議案第10号	令和4年度教育委員会職員の任免について

## 会議内容

### 【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和4年第3回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。

本日は、年度末のお忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。今年度最後の会議となります。コロナのまん延防止措置も終わりましたが、まだまだ油断できない状況が続いていると思います。

それではただ今から、令和4年第3回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、宮田委員に、お願いしたいと思っております。

前回の臨時教育委員会での会議録の承認につきましては、吉田委員に、お願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明致しますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

### 【行政報告件名】

2月24日 第1回「弟子屈町複合型地域観光交流拠点施設整備運営事業」公募型プロポーザル選考委員会

2月25日 議会運営委員会

3月1日 第58回弟子屈高校卒業式

3月3日 第1回臨時教育委員会  
地域おこし協力隊面接

3月4日 18都道府県でまん延防止等重点措置延長決定(3月21日まで)

3月6日 暴風雪警報発令見込みで翌日の町内小中学校臨時休校を決定

3月8日～11日 第1回定例町議会

3月14日 表敬訪問(I&M バトンスタジオ バトントワリング選手権大会出場)

3月15日 弟子屈中学校・川湯中学校卒業式  
第11回弟子屈フォトコンテスト審査  
郵便局とのまちづくり協議会

3月17日 町職員人事協議及び内示

3月18日 弟子屈小学校・川湯小学校卒業式  
寄附採納（摩周湖農協青年部）  
3月21日 まん延防止等重点措置期間終了  
3月22日 第12回連携教頭会議  
教育長日記 1件掲載

【質疑応答】

岩原教育長：以上で、行政報告について、終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：なければ、後でもよろしいですから、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第2号「専決処分の報告について」を、議題といたします。

本件は、3月9日付けの「令和4年度弟子屈町一般会計教育費補正予算」であります。

それでは、事務局から、説明をお願いします。

山口補佐：はい。ただいま、上程のありました報告第2号について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度補正予算につきましては、3月8日から開催されていた弟子屈町議会定例会において、9日の日に追加議案提出されたもので、教育委員会関係分について、専決処分事項として、承認を頂きたく、報告するものであります。

議案書の報告第2号を、お開き願います。

報告第2号、専決処分事項の報告について

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求めます。以下、省略させていただきます。

次のページの専決処分書につきましては、記載のとおりです。

表紙の次のページをお開き願います。併せて参考資料も、1ページをお開き願います。

内容につきましては、先月の定例委員会でも説明しましたが、国の交付金を活用して、弟子屈高校でのタブレット導入に対するICT機器導入支援事業の補助金です。

予算科目は、10款：教育費、1項：教育総務費、6目：新型コロナウイルス教育支援費、18節：負担金、補助及び交付金で、500万円です。詳しい内容は、参考資料のとおりで、令和4年度からの新学習指導要領に対応するため、全生徒分のタブレット80台と充電保管庫などを一括調達する弟子屈高校PTAに対して、補助するものであります。

以上、簡単ではありますが、令和4年度補正予算のうち、教育委員会関係分の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろし

くお願いします。

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、報告第2号「専決処分事項の報告／令和4年度弟子屈町一般会計教育費補正予算について」を、承認します。

岩原教育長 : 日程5、報告第3号「専決処分の報告について」を、議題といたします。

本件は、「3月11日付けの令和4年度弟子屈町立学校職員の任免について」で、新採用と期限付教職員の任免であります。

なお、「道費負担教職員たる町立学校の教職員人事の内申に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

#### 【非公開案件】

岩原教育長 : 秘密会を、解きます。

それでは、報告第3号「専決処分の報告について／令和4年度弟子屈町立学校職員の任免について」を、承認致します。

岩原教育長 : 日程6、議案第7号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐 : はい。ただいま、上程のありました議案第7号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

はじめに、参考資料の4ページをお開き願います。改正概要を記載しております。

本件につきましては、財団法人自治体国際化協会より、令和4年度「招致外国青年任用規則（案）」、いわゆる「ALTの任用規則」が変更になった旨の通知があり、弟子屈町の任用規則につきましても一部改正する必要が生じたことから、今回、一部を改正する提案をさせていただくものであります。

内容は、「育児等と仕事の両立支援」とともに、条文の移動などによる改正です。

それでは、議案第7号のページをお開き願います。

議案第7号、弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。併せて、参考資料の2の改正概要もご覧願います。

全体的な条の移動がありますので、第3章から第9章までの状番号も変更となります。

改正前の第6条の免職規定は、第3章の任用関係でなく第7章の懲戒に関連するため、協会規則の文言に修正して、7ページ下の免職、休職等規定の第27条へ移動します。条文自体は8ページに書かれております。

第7条から、第15条の2までを1条ずつ繰り上げて、一部文言を修正します。なお、2ページの第12条となる年次有給休暇は、1年間の有給休暇日数の残日数を次の任用期間に繰り越せる条文を第2項に追加しております。

また、3ページからの第14条となる特別休暇では、参考資料の5ページのように、第5号の不妊治療休暇が新たに加わるなど、号番号の変更や文言変更がありますが、概ね協会から示された文言で修正しております。

5ページの改正前の第16条の休職規定は、第5章の勤務時間関係でなく第7章の懲戒に関連するため、協会規則の文言に修正して、免職と合わせて7ページの第27条へ移動しております。

5ページの改正前の第17条の起訴休職規定も、第27条に組み込んでおります。

その次の勤務禁止の第18条、条文は6ページになりますが、これも、9ページの第30条へ移動しました。

次の改正前の、休暇及び休職の手続きについての第19条は、右側の改正後のように、休暇の手続きを第16条のように協会の規則にならって修正し、休職の手続きはこれと分けて、9ページの第31条に移しました。

7ページから、改正前の第20条から第23条の3は、右側の改正後のように、繰り上げております。

改正前の第24条セクシュアルハラスメントの禁止規定は、協会の規則のように、妊娠等のハラスメントやパワーハラスメントを加えております。

8ページでは、休職期間中の報酬について、新たに第29条を設けております。9ページでは、改正前の第29条から第31条を、3条ずつ繰り下げております。

なお、参考資料の6ページから11ページに掛けて、現行の規則の全文を記載しております。

今回の規則改正は、ほぼ全面的な改正で、大変、分かりづらかったかとは思いますが、議案第7号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。全国的に統一した規定の整理ということで、直接該当するところは少ないかと思ひます。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第7号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を承認致します。

岩原教育長：日程7、議案第8号「弟子屈町児童交通指導員制度実施要綱の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：はい。ただいま、上程のありました議案第8号について、提案理由をご説明させていただきます。

はじめに、参考資料の12ページをお開き願います。

これまで、「弟子屈町女性交通指導員設置要綱」により、主に弟子屈小学校の1年生の登下校の際に、交通量の多い交差点に、女性交通指導員が立ち、児童への交通指導や、自動車の運転手への注意喚起などを行ってきました。

今年度まで、町の交通安全担当部局で対応してきましたが、活動内容が小学生に限定されていることから、新年度、この業務が教育委員会へ移ることとなり、新たに要綱を定めるものであります。

それでは、議案第8号のページをお開き願います。

議案第8号、弟子屈町児童交通指導員制度実施要綱の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。併せて参考資料の方もご覧願います。

第1条は、目的で、町立学校に在籍する児童への交通指導等を担う児童交通指導員について、必要な事項を定めることとしており、従来の要綱から、若干文言を変えております。女性という文言を省いていることも、将来的に男性が担うことも考えられるため、児童交通指導員としております。

第2条は、活動内容を掲げておりますが、現在の町の要綱の第3条で、書かれている非常勤嘱託員の身分が、現在の会計年度任用職員制度に移行したときも、適切でないと言われたため、他市町村の例を参考に、有償ボランティアという形にしました。

そのため、現行の要綱で、第3条の任命、第4条の退職、第5条の報酬と書かれているものを、今回の要綱では、第3条で対象者、第4条で、指導員になろうとする者の登録方法で、次の2ページの様式で申請書を出していただき、教育長が適任と認めたときに、3ページの様式で登録決定の通知をします。

1ページに戻りますが、第3項以降、登録の自動更新や登録の取り消しなど定めております。

そのほか、第5条で謝礼を、第6条で貸与品について、規定しております。

指導員は、現在、弟子屈小学校と弟子屈神社の角の交差点と、鈴蘭の国道交差点に、それぞれ立って交通指導に当たっておりますが、現在の方に、引き続き、4月7日の新学期から対応して頂く予定となっております。

以上、簡単ではありますが、議案第8号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がりましたが、何か質疑がありましたら、よろしく願います。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第8号「弟子屈町児童交通指導員制度実施要綱の制定について」を、承認致します。

岩原教育長 : 日程8、議案第9号「教育財産の処分について」を、議題と致します。  
事務局より、説明願います。

金須係長 : ただいま、上程のありました議案第9号、教育財産の処分につきまして、提案理由を説明させていただきます。

本件につきましては、認定こども園ましゅうの駐車場の増設に伴い、社会教育課が所管する「河川敷パークゴルフ場の駐車場」の一部を教育財産処分とし、町の行政財産として適切な管理を行うためにするものであります。

それでは議案書の、議案第9号のページをお開き願います。

議案第9号、教育財産の処分について教育財産を次のとおり処分するものとする。

令和4年3月23日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

1 処分する財産

(1) 土地 地番 弟子屈町泉1丁目49番4のうち。地目 雑種地、地積 1,033.20㎡、評価額 2,580,933円

2 処分事由 土地の一部が認定こども園の駐車場として整備されるため。

3 処分後 行政財産(弟子屈町)

参考資料の13ページに、所在地の図面を記載しておりますのでご参照願います。

以上、議案第9号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長 : ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしく願います。

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第9号「教育財産の処分について」を、承認致します。

岩原教育長 : 日程9、議案第10号「令和4年度教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。

本件につきましては、「事務局の職員の人事に関すること。」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思います。如何でしょうか？

各委員 : はい。



【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、議案第10号「令和4年度教育委員会職員の任免について」を、承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

委員さんから何かありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：休憩します。

岩原教育長：再開します。

最後に、次回以降の、会議日程につきまして、確認します。

来月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で、4月26日ということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、来月は、26日をお願いします。

その次の、第5回定例教育委員会につきましては、5月31日を予定しておりますが、来月、再度確認したいと思います。日程を予定しておいてください。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和4年第3回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 宮田 昇子